平成２８年（フ）第２２３１号
北海道恵庭市本町120番地１
債務者　小林　房子（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２５２号
札幌市豊平区豊平２条１丁目１番36―102号
債務者　伊藤まち子（旧姓平口）
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２６１号
札幌市東区北14条東14丁目５番１号　コーポ秋山101号
債務者　佐々木由美子
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７２号
北海道江別市野幌東町４番地の８　ロイヤルシャトー野幌Ⅱ611号
債務者　谷口　貴子
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７９号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―303号
債務者　嶋崎　禎彦
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２８０号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―303号
債務者　嶋崎由美子
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４号
札幌市東区北44条東２丁目１番10号　スタジオＳ－１―206号
債務者　安部　辰也
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
札幌市豊平区平岸１条５丁目２番２―301号
債務者　笹木　浩光
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１６号
群馬県伊勢崎市羽黒町34番地　市営住宅1465
債務者　田中　浩江
１　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２１号
群馬県前橋市荒牧町２丁目40番地10　ハイツあかつき　203号
債務者　齋藤　松美
１　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２５号
群馬県渋川市半田1786番地４
債務者　山田　博之
１　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２６号
群馬県前橋市元総社町143番地　上信コーポ905号
債務者　矢部　喜久
１　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５６号
群馬県富岡市南蛇井1094番地１
債務者　五十嵐みさ（旧姓小金澤）
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３号
群馬県高崎市宮原町11番地　Ｔ－ＯＮＥ　ＭＩＹＡＨＡＲＡ　ＥＡＳＴ　Ａ203号
債務者　内田　賢一
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５２５号
さいたま市見沼区東大宮１丁目27―５　アサヒコーポ203、住民票上の住所さいたま市大宮区上小町757番地５
債務者　濱田　吉宏
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５５号
埼玉県朝霞市岡３丁目13番49号　藤和コーポ303、旧住所埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番６号　グランドール朝霞105号
債務者　木立　和子
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９７号
埼玉県新座市片山１丁目１番20号　パピヨン片山110号室
債務者　滝口　朋美（旧姓立沢）
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係